

【外貨定期預金規定】

I. <共通規定>

1. (取扱店の範囲)

- (1) この預金は、口座を開設した店舗にかぎり預入れまたは払戻しができます。
- (2) 前項の払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための公的書類による本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

2. (取扱日)

この預金は、当行の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、預入れ、解約または継続書替ができないことがあります。

3. (手続き)

この預金の預入れ、払戻し、継続および利息支払等にかかる一切の取引は、すべて当行所定の手続きにより取扱います。また、その際に適用される外国為替相場は、当行所定の外国為替相場により取扱います。

4. (預金口座への受入れ)

- (1)この預金の受入れ額は、当行が定める当行所定の最低金額以上とします。
- (2)この預金口座には、次のものを受入れます。
 - ①円貨預金からの振替入金
 - ②外貨預金からの振替入金(但し、この預金の通貨種類と同一通貨に限ります。)
 - ③外国為替による振込金(但し、外貨建て為替による振込金は、この預金の通貨種類と同一通貨に限ります。)
- (3)現金による受入れはできません。

5. (変更・取消等)

- (1) この預金の預入れまたは払戻しに関する取引日、金額、利率、適用為替相場等の取引条件について、いったん合意したうえはその取引実行の前後を問わず、変更または取消できません。
- (2) 前項にかかわらず、当行がやむを得ないものと認めて当該取引条件の変更または取消に応じる場合には、これにより発生する一切の手数料、費用、損害金等は、預金者が負担するものとします。

6. (手数料)

この預金の預入れ、または払戻しについては、当行所定の手数料をいただきます。

7. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第9条第6項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第9条第6項各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. (取引等の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに

回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が超過した場合、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引を含む入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
 - ① 外国送金、外貨預金、貿易取引等外為取引全般
 - ② 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと当行が認める場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

9. (預金の解約、書替継続等)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続をするときは、証書裏面に記名押印(または署名)して口座開設店へ提出してください。
- (3) この預金からの現金による払戻しはできません。
- (4) この預金の解約等を受けることについて正当な権限を有することを確認するため、当行所定の本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまで解約等を行いません。
- (5) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第14条に違反した場合
 - ③ この預金の本邦または外国の法令・規則や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④ 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑤ 法令で定める本人確認等、および第8条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑥ この預金マネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合

- ⑦ 第8条第1項から第3項までに定める取引等の制限が1年以上にわたって解消されない場合
 - ⑧ 第1号から第7号の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (6) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知をすることにより、この預金口座を解約することができるものとします。
- なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
 - ③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
 - A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (7) 前項の解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

10. (届出事項の変更、証書の再発行等)

- (1) 証書や印章を失った時、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、ただちに書面によって口座開設店に届け出てください。この届出以前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 前項の届出の前に、証書や印章を失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。
- (3) 証書または印章を失った場合の元利金の支払い、または証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。なお、証書を再発行する場合には、当行所定の再発行手数料をいただきます。

11. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名

その他必要事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様にお届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様にお届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. (印鑑照合等)

この証書、請求書、諸届その他の書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑または署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、預金者が個人の場合、盗取された証書を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、第13条により補てんを請求することができます。

13. (盗難証書による払戻し等)

(1) 盗取された個人のお客さま名義の証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 証書の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること。
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること。

(2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、この個人のお客さま名義の証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。

- ① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - B. 預金者の配偶者、二等親内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

- ② 個人のお客さま名義の証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利益返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された個人のお客さま名義の証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利益返還請求権を取得するものとします。
- (8) 本条の規定は、法人のお客さま名義の証書には適用されません。

14. (譲渡、質入れの禁止)

この預金は、譲渡、質入れはできません。

15. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、期限が到来したものとして、相殺することが出来ます。

なお、この預金に預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で、預金者が保証人となっているものを担保するために、質権等の担保権が設定されている場合にも、同様の扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、預金証書は届出印を押印して直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合に、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前号の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
 - ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等の期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において、借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済について、当行の承諾を要する

制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

16. (預金保険)

この預金は預金保険制度の対象外です。

17. (適用法令等)

この預金には上記規定のほか、「外国為替及び外国貿易法」その他日本の法律等の定めに従います。

18. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

II. <自動継続扱いの場合>

1. (自動継続)

- (1) この預金は、あらかじめお申し出のないかぎり、満期日に継続前の預金と同じ預入期間で自動的に継続します。
- (2) この預金の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)の2営業日前までにその旨を申出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

2. (満期日)

- (1) 自動継続の場合、預入期間の応答日が銀行休業日となるときは、この応答日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応答日の翌営業日がこの応答日の翌月となる場合は、この応答日の前営業日を満期日とします。
- (2) 自動継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前(1)にかかわらず、この応答日の属する月の最終営業日を満期日とします。

3. (利息)

(1) 元利継続型

- ① この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については上記1. (2)の利率)によって計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- ③ 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ④ この預金の付利単位は、当該外貨10通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(2) 利息受取型

- ① この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については上記1.(2)の利率)によって計算し、あらかじめ指定された同一通貨の外貨普通預金口座に入金し、元金のみを継続します。
- ② 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後のこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。
- ③ 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について、解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ④ この預金の付利単位は、当該外貨10通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

Ⅲ. ≪自動継続扱い以外の場合≫

1. (預金の支払時期)

自動継続扱以外の定期(以下「非継続型」といいます)の場合には、証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。

2. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および証書記載の利率によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は、当該外貨10通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

Ⅳ. ≪据置型自動継続扱い(ゴールドステージ)の場合≫

1. (据置期間)

この預金は、当初預入日から翌月の応答日(1ヶ月)までの据置期間があります。ただし、この据置期間は、自動継続後の当該預金については適用しません。

2. (自動継続)

- (1) この預金は、あらかじめお申し出のないかぎり、満期日に継続前の預金と同じ預入期間(1年)で自動的に継続します。
- (2) この預金の自動継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 自動継続を停止するときは、満期日(継続したときはその満期日)の2営業日前までにその旨を申

出てください。この申し出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続したときはその継続日)から満期日の前日までの日数および証書記載の利率(継続後の預金については上記2. (2)の利率)によって計算し、あらかじめ指定された方法により満期日に元金に組入れて継続します。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、上記2. (2)の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の付利単位は、当該外貨10通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。ただし、1年を365日とする以外の定めをしたときは、その定めによるものとします。

4. (据置期間と利息)

- (1) 当行がやむを得ないものと認めてこの預金を据置期間内に解約する場合には、その利息は当初預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (2) この預金の据置期間経過後(当初預入日から翌月の応答日の翌日以降)は、当初預入日から据置期間経過後の解約日の前日までの日数について証書記載の利率(継続後の預金については上記2. (2)の利率)によって計算し、この預金とともに支払います。

以 上